

議第 139 号

調停の成立について

調停を成立させたいので議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 21 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

高山簡易裁判所令和 3 年（ノ）第 11 号損害賠償請求調停事件に関し、同裁判所から調停条項が提示され、下呂市と申立人との間でプレス品の買戻し調停に合意したことにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

調停の成立について

1 当事者

申立人 岐阜県下呂市森 1329 番地 3
株式会社 マテリアル東海
代表取締役 今井哲夫
相手方 岐阜県下呂市森 960 番地
下呂市
市長 山内 登

2 事件名

高山簡易裁判所令和 3 年（ノ）第 11 号 損害賠償請求調停事件

3 事件の概要

令和 2 年 6 月 6 日、申立人が下呂市から購入したスチール缶プレスを販売先に売却しようとしたところ、異物混入を理由に拒否された。その後、保管するアルミ缶プレスを試行的解体したところ異物混入が確認された。このため有価物として取引することが困難として、損害を負ったことによる損害賠償を求める調停が令和 3 年 4 月 26 日に申し立てられたもの。

4 調停条項

- (1) 相手方下呂市は、平成 27 年 4 月から令和 2 年 5 月までの間に申立人に売却したアルミ缶プレスの内、4 万 1250 キログラム相当のアルミ缶プレスを売却金額と同額（消費税込みの総額が同額の意）の金 578 万 1534 円（消費税含む）の金額で買い戻すこととし、申立人はこれを了承した。
- (2)① 申立人は、第 1 項の買戻し対象の申立人倉庫所在のアルミ缶プレスの選別、積込作業をし、下呂市萩原町四美所在の下呂市一般廃棄物埋立最終処分場まで運搬し、相手方下呂市に引き渡す。
- ② 上記(2)①の引渡し期限は、令和 4 年 2 月 28 日限りとし、申立人においてできる限り前倒しで実行する。ただし、不測の事態で期限が遵守できない場合、申立人と相手方下呂市は、期限変更の協議を誠実に行う。
- ③ 相手方下呂市は、引渡しされた買戻し対象の数量等を確認次第、速やかに第 1 項の買戻し代金を申立人に支払う。
- ④ 上記(2)①にかかる引渡し費用は相手方下呂市が負担するものとし、相手方下

呂市は、その費用として、申立人に対して、金 437 万 2500 円（消費税含む）を引渡し終了確認後速やかに支払う。

- (3) 相手方下呂市は、令和 2 年 5 月までの間に申立人に売却したスチール缶プレスの内、申立人倉庫に残存するスチール缶プレス全て（100 トン～150 トンを想定）を 1 キログラム当たり 13 円の単価（消費税別）の金額で買い戻すこととし、申立人はこれを了承した。なお、買い戻し対象のスチール缶プレスの計量方法については、別途相手方下呂市と申立人において協議決定する。
- (4)① 申立人は、第 3 項の買い戻し対象のスチール缶プレスを申立人倉庫敷地所在の現況で相手方下呂市に引き渡すこととし、相手方下呂市は自己の費用で積み込み及び運搬作業をし、申立人は相手方下呂市の作業着手及びその完了の立会いを行い、相手方下呂市から作業上の申し出があった場合はその都度協議に応じる。
 - ② 上記(4)①の引き渡し期限は、令和 4 年 3 月 31 日限りとし、申立人と相手方下呂市においてできる限り前倒しで実行する。
 - ③ 相手方下呂市は、引渡しされた買い戻し対象の数量等を確認し運搬作業が終了次第、速やかに第 3 項の買い戻し代金を申立人に支払う。
- (5) 申立人と相手方下呂市、及び申立人と有限会社中澤クリーン社との間において、令和 2 年 5 月までに相手方下呂市が申立人に売却したアルミ缶プレス及びスチール缶プレス並びにそれらの処理に関して、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。

5 補足事項

調停条項第 5 項に登場する当事者と 3 者での調停合意